

2019年度〔令和元年度〕 事業計画

社会福祉法人アンビシャス

目次

法人理念	3
「法人計画」「職員研修計画」	4
生活介護事業所「デイサービスセンターいるか」	8
生活介護事業所「フルハウス」	9
生活介護事業所「自由工房」	11
身体障がい者福祉ホーム「ステップ6・2」	13
居宅介護事業所「アンビシャスケアセンター」	14
札幌市障がい者相談支援事業所「相談室すきっぷ」	15

法人理念

『どんなに障がいが高くても、自己選択・自己決定・自己責任において、自分が望む地域で暮らせる社会を目指す』

基本方針

1. 私たちは、障がいを持つ方の「地域移行」「地域生活」「日中活動」を支援します。
2. 私たちは、このような社会を実現するための運動をしていきます。
3. アンビシャスは、障がい者自らが地域生活における力をつけるため、学び・考え・実践し、社会の中での役割を持ち一歩踏み出す場とします。

アンビシャスを利用する障がい者の皆さんへ

1. アンビシャスは、地域社会で自立していくための人生の通過的な場です。生きていくための自信と力が付き、次の目標が決まった時には、アンビシャスに限らず色々な所でその“力”を発揮していきましょう。
2. アンビシャスでは、手足が不自由だからと言って、障がい者ではありません。皆さんが得てきた経験や知識、持っている力をアンビシャス、そしてここで働く職員や仲間に分け与えて下さい。
3. 街をぶらつき歩くことも障がい者にとって大切な仕事です。街に行くと必ず壁にあたります。壁を取り払うのは障がい者だからこそ出来る仕事であり、社会を変える運動です。
4. 障がいの有無に関係なく、お互いに助け合って活動をし、学びあい、社会に発信していくことを大切にしましょう。
5. このような取り組みを率先して行っていきましょう。

社会福祉法人アンビシャス「法人計画」

基本方針

社会福祉法人にもとめられている、法人全体の経営組織のガバナンスと運営体制の強化、事業運営の透明性の向上と事業間の連携の強化に向けて、関係法令に基づく体制整備を円滑に行うと共に、社会福祉法人に義務化されている地域における公益的取組に率先して応えていける法人組織と事業運営を目指す。

また、利用者の自己選択・自己決定を根幹とした利用者主体の支援姿勢に心がけることは従前通りであるが、障害者福祉制度改正等と平成31年度障害福祉サービス等報酬改定を受けて、福祉サービスを利用しながら地域の中で生活を送る方への既存事業のあり方について継続的に検証し、時代の流れと地域の利用ニーズに沿った既存サービスの充実と新たな福祉サービスが提供できる事業へと発展させていく。

併せて、法人理念の検証と介護保険及び共生型サービス等の実施について検討する。

重点項目

- 1 社会福祉法人アンビシャスが提供する、各種福祉サービスの供給体制の整備と充実
「経営組織のガバナンスと運営体制の強化」「事業運営の透明性の向上と事業間の連携の強化」「財務規律の強化」「地域における公益的な取組み」の推進。
- 2 「法人と事業の課題整理と運営方針」「既存事業の充実と新規事業の検討」「土地や建物に関する施設整備と修繕」などの中長期的な計画を策定し、将来の法人展開と展望の明確化。
- 3 法人が運営する6事業の基本的な役割と機能を踏まえつつ、多種多様化する地域のニーズや利用者ニーズに応えていける事業への成長。
- 4 新たな障害福祉サービスと介護保険及び共生型サービスの実施についての検討。
- 5 職員個々の更なる資質の向上と、キャリアアップを目指した人材育成と組織強化。また、利用者支援とサービス提供の主軸となる法人職員の労働環境の整備。

重点項目

- 1 法人経営組織の体制整備と充実
 - ① 本来の社会福祉法人に求められている使命と役割を踏まえ、地域社会に貢献する法人のあり方について、法人及び事業の課題整理を行う。
 - ② 社会福祉法人アンビシャスに求められる、地域の利用ニーズと法人の経営状況を踏まえ、既存事業のサービス提供方法の検討と共に将来の新規事業の立ち上げの可能性など、中長期的な方向性を定め法人全体の更なる発展と成長を目指す。
 - ③ 事業の拡大については、当法人の利用者の状況や社会情勢及び法制度に基づき、新たな障害福祉サービスと介護保険及び共生型サービスの実施について検討する。
 - ④ 事業の継続に必要な建物や設備の修繕・整備に関する計画を策定し、計画的な整備を図ると共に、現在、札幌市から2030年まで無償貸与を受けている土地についても併せて検討する。

- ⑤ 定款、事業計画書、財産目録、役員報酬など、事業運営情報の公開による透明性の確保に努めると共に、適正公正な支出管理、財産の明確化、福祉サービスの再投下などの財務規律の強化を図る。
- ⑥ 地域における公益的な取り組みについては、利用者の食費軽減、ながつきフェスティバルの開催、施設機能（陶芸室）の地域開放、チャリティ募金自販機の設置を実施してきたが、これらの継続と新たに災害時における発電機を活用した地域貢献の実施と災害時の一時的避難所としての施設の活用、スヌーズレン室とバリアフリールームである体験室の貸出し等について検討する。
- ⑦ 来年度は、法人設立 20 周年を迎えることから、この間の障がい者に関わる法制度や障がい者を取巻く社会環境の変遷を踏まえて法人理念を検証する。

2 各事業において提供される支援サービスの向上

- ① 地域の利用ニーズと事業の経営状況を踏まえ、生活介護事業の営業日数の目標数値を設定すると共に人員体制の整備を図る。(2016 年度:244 日→2019 年度までに 256 日へと段階的に増加) また、2020 年度以降の新たな取り組みを検討する。
- ② 利用者ニーズに則した生活介護事業とするため、更なる日中活動の充実とイベント企画などの実施に努める。
- ③ 北海道福祉サービス第三者評価基準に基づいた自己評価、及びサービス利用に関する利用者アンケートと家族懇談会を実施する。
- ④ 「福祉ホームで自立生活を送っている方」又は「すでに在宅で生活している方」を支援している居宅事業と相談事業の更なる体制と連携の強化を図る。
- ⑤ 関係機関及び市内相談室と連携して新規利用者の受入れと事業の拡大に努める。
- ⑥ 地域又は関係機関で主催されるバザー、地域行事等に積極的に参加する。
- ⑦ 法人内各種委員会（広報、虐待防止、苦情処理、感染防止、ヒヤリハット・事故防止、安全委員会：医療ケアの 6 委員会）の継続的かつ発展的な活動に努める。
- ⑧ 法人広報誌の発行及びホームページを更新し、情報発信と情報公開の充実を図る。
- ⑨ 各種助成金団体への申請を中心とした施設及び車両整備等を図る。

3 人材育成、組織強化、労働環境の整備

- ① 管理者及び主任を中心とした事業運営を進める中、責任体制を確保しつつも権限の一部を他の職員にも委譲し、将来の組織力強化に向けた職員の育成環境を構築する。
- ② 人材の育成とスキルアップに基準を置いた、個別面談の実施及び研修計画の策定と計画的な実施（職員研修計画）、また、研修受講者には復命の機会を確保し、様々な知識と情報のフィードバックを行い、現場の事業に反映する。
- ③ 職員の腰痛予防に向けた、福祉機器の有効活用と労働環境の整備点検。その他、健康診断やストレスチェックの実施。産業医と連携した職員の健康管理及び助言指導を実施する。
- ④ 法人運営と経営状況を分析しつつ、職員の職場定着に向けた労働条件の見直しと整備を行う。

職員研修計画

基本方針

福祉人材の確保が非常に困難な状況が続いている中、各事業の現場を担う職員の職場定着と人材育成・スキルアップを目指す。また、個々のキャリアと職責に応じた内外研修への積極的な参加を計画的に行い、多様なニーズと利用者支援の充実に向けて職員の資質の向上を図る。

重点項目

- 1 実務における支援技術と専門性の向上（スキルアップ）
 - ・常勤職員、非常勤職員を問わず、利用者支援に関わる全ての職員を対象とする。
 - ・より高度な専門知識の習得と支援技術の向上を図る。
- 2 法人、事業所内における教育風土の構築（人材育成）
 - ・新規採用職員の新人研修を実施する。
 - ・事業の中心的立場にある管理者、主任、主任補佐等を対象とした各種研修への参加を促進する。
 - ・新任又は中堅職員など、職務経験に合わせた各種研修の受講。その他、業務を通じた OJT 教育を促進する。
- 3 無資格職員の資格取得支援
 - ・介護職員初任者研修、実務者研修等の受講（公的資格取得支援制度の活用）を促進する。

研修予定一覧

	主催者・団体・会社名	研修内容	対象者
1	内部研修（法人内委員会主催含）	各種制度の理解、虐待防止、事故防止、感染防止、日中活動支援、介護技術、車両運転など	全職員対象
2	外部研修（市内外、道外）	外部施設見学や実習、福祉機器展など	常勤職員
3	関係機関主催の研修	勉強会又は講演会	全職員対象
4	地域部会、専門部会	勉強会又は講演会	全職員対象
5	北海道ケアマネジメントネットワーク	相談支援従事者研修 （サービス管理責任者向け・基礎研修・現任研修）	生活介護、相談支援の受講要件該当者
6	北海道社会福祉協議会	介護職員等のたん吸引等研修	生活介護、居宅介護の受講要件該当者
7	北海道社会福祉協議会	新任介護職員研修	経験年数3年未満
8	各種養成校	福祉有償運送運転者講習・同行援護従事者養成研修（応用）	居宅介護（非常勤含む）
9	各種養成校	介護職員初任者研修、実務者研修等	無資格者（非常勤含む）

10	吉岡経営センター	法人運営等に関する研修	総合施設長、部長、管理者等
----	----------	-------------	---------------

2019年度 年間予定表

4月 営業日							
映画鑑賞week 調理企画/ギョーザ 発寒イオン/調理イースターエッグ							
日	月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13	
14	15	16	17	18	19	20	
21	22	23	24	25	26	27	
28	29	30					

5月 営業日							
自由工房温泉泊旅行(6・13日休) 女子会(ルトロワ) 日帰り温泉旅行/調理デコクッキー							
日	月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4		
5	6	7	8	9	10	11	
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
26	27	28	29	30	31		

6月 営業日							
理事会上月/評議員会20日 流しそめん(自由・フル)22日 男子会(焼肉外出) 調理企画/チーズタッカルビ 流しそめん(自由・フル)22日/調理/デコ							
日	月	火	水	木	金	土	日
						1	
2	3	4	5	6	7	8	
9	10	11	12	13	14	15	
16	17	18	19	20	21	22	
23	24	25	26	27	28	29	
30							

7月 営業日							
バーベキュー(日中) 円山動物園 創成スクエア/赤レンガ							
日	月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13	
14	15	16	17	18	19	20	
21	22	23	24	25	26	27	
28	29	30	31				

8月 営業日							
理事会上月 居酒屋(いるか・自由工房)24日 居酒屋(いるか・自由工房)24日 水道記念館/調理シヤベベット							
日	月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3	
4	5	6	7	8	9	10	
11	12	13	14	15	16	17	
18	19	20	21	22	23	24	
25	26	27	28	29	30	31	

9月 営業日							
ながつき 調理実習(軽食) 砂川ハイウェイオアシス館 円山動物園							
日	月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7	
8	9	10	11	12	13	14	
15	16	17	18	19	20	21	
22	23	24	25	26	27	28	
29	30						

10月 営業日							
小樽水族館 工場見学 円山動物園 ハロウィン							
日	月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5		
6	7	8	9	10	11	12	
13	14	15	16	17	18	19	
20	21	22	23	24	25	26	
27	28	29	30	31			

11月 営業日							
理事会上月 企画 調理企画/焼肉							
日	月	火	水	木	金	土	日
				1	2		
3	4	5	6	7	8	9	
10	11	12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22	23	
24	25	26	27	28	29	30	

12月 営業日							
クリスマス忘年会 調理デコクッキー							
日	月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7	
8	9	10	11	12	13	14	
15	16	17	18	19	20	21	
22	23	24	25	26	27	28	
29	30	31					

1月 営業日							
理事会下旬 調理実習 鍋(いるか・自由)25日 調理企画 鍋(いるか・自由)25日							
日	月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4	
5	6	7	8	9	10	11	
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
26	27	28	29	30	31		

2月 営業日							
月寒 調理企画/チョコフォンデュ 調理企画/甘酒							
日	月	火	水	木	金	土	日
						1	
2	3	4	5	6	7	8	
9	10	11	12	13	14	15	
16	17	18	19	20	21	22	
23	24	25	26	27	28	29	

3月 営業日							
理事会下旬 ケーターリング(手巻・バイキング) 個別外出企画							
日	月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7	
8	9	10	11	12	13	14	
15	16	17	18	19	20	21	
22	23	24	25	26	27	28	
29	30	31					

自由工房 いるか フルハウス
理事会等の予定

- * 6月上旬 理事会(決算、事業報告)
- * 6月20日 評議員会(決算承認等) (変更登記 6月中)
- * 8月上旬、11月上旬、1月下旬~2月上旬 定期理事会
- * 3月下旬 理事会(予算、事業計画等)

生活介護事業所「デイサービスセンターいるか」

事業方針

地域に根差した通所支援事業所として多様な利用ニーズに応え、地域に必要とされる事業運営を目指す。

重点項目

- ①日中活動及び企画行事の充実
- ②既存登録者、新規利用登録への伸展に向けた取組み
- ③職員個々の介護技術・専門知識の向上とリスクマネジメント

重点項目

①日中活動及び企画行事の充実

- 1、レクリエーション用具等を活用し曜日別、利用者別の傾向を踏まえた日中活動をする。
- 2、利用者ニーズや傾向を踏まえた企画行事を通年で開催する。
- 3、日中活動及び企画行事の実施体制を整える上で地域ボランティアや学生ボランティアを積極的に活用する。

②既存登録者、新規利用登録への伸展に向けた取組み

- 1、新規の利用申し込み時には、早期に利用体験を進めると共に、利用目的や身体状況を踏まえた介助内容等の把握を行い、受入に必要な体制整備を円滑に図る。また、既存の登録者も含め入浴や送迎のサービス調整については、併設の事業間とも連携を図り効率的に利用率の向上を図る。
- 3、既存登録者への利用調整を行うと共に、利用意欲が高まる日中活動や企画行事の提供を行う。

③職員個々の介護技術・専門知識の向上とリスクマネジメント

- 1、職員が持つ介護技術や手法の共有を図り、技量の水準を高め、利用者にとって負担と不安の少ないケアの提供を目指す。
- 2、福祉機器を有効活用し、職員、利用者ともに身体への負担軽減を図る。
- 3、ヒヤリハットと事故防止に向けたリスクマネジメントに繋がる協議を行う。

生活介護事業所「フルハウス」

事業方針

- ①重度心身障がいがあっても、住み慣れた地域で暮らす事が可能となる日中活動の場を提供する。
- ②五感刺激、健康維持活動を基本として、他機関とも連携した中で本人の生活をより豊かになるよう個性を活かしたプログラムの実施。

重点項目

- ①日中活動及び個別支援計画の充実
- ②既存登録者、新規利用登録への伸展に向けた取組み
- ③安心・安全な医療的ケアの提供を図る

重点項目

①日中活動及び個別支援計画の充実

- 1、活動の様子や日中支援の中での気づきを、事業ミーティング等で共有すると共に、利用者に関わる各関係機関との連携を密に図り、日中サービスの提供を図る。
- 2、利用者個々の ADL 状況と体調維持を考慮し（医療的ケア含む）、柔軟に活動方法を工夫し室内活動、外出企画の提供を行う。
- 3、作業療法士による定期的な健康体操を実施し、身体機能の維持向上を図る。（外部業務委託契約）

②既存登録者、新規利用登録への伸展に向けた取組み

- 1、活動、静養スペースを踏まえ、新規利用者の受入れ、既存登録者の利用調整を都度行う。
- 2、新規の利用申し込み時には、早期に利用体験を進めると共に、利用目的や身体状況を踏まえた介助内容等の把握を行い、受入に必要な体制整備を円滑に図る。また、送迎のサービス調整については、併設の事業間とも連携を図り効率的に行い利用率の向上を図る。
- 3、特別支援学校の実習生の受入れや進路指導部との連携を図る。
- 4、地域や利用者に求められる入浴サービスの提供について、事業所内にある浴室を有効活用する体制整備を進める。

③安全・安心な医療的ケアの提供を図る

- 1、看護師と介護職員の連携による医療的ケアの提供を図る。
- 2、医療的ケア対応時のリスクマネジメントとして、利用者個々の緊急対応マニュアルの更新を行う。

3、医療的ケア実施者の定期的な手技の確認を指導看護師のもとで行い、介護職員による医療的ケアへの不安軽減を図る。

4、新規利用者や医療的ケアの開始又は変更があった場合は、円滑に登録手続きを行う。

生活介護事業所「自由工房」

事業方針

①利用者主体の活動

様々な経験を通してチームワークや人間関係を学び社会生活力の向上を目指す。職員は利用者主体の活動に取り組めるよう、必要な支援とエンパワメントの姿勢を持って関わる。

②可能性の発掘

重度の障がいのある方の新規受け入れを積極的に行い、様々な体験活動を通じて、興味を持ち楽しみながら取り組めることを社会参加の大切な第一歩として意識し、個々に合わせた活動を見つけ本来持っている力を育てていく。

重点項目

- ① 利用者主体の自立生活プログラムと社会生活力の向上
- ② 個別支援計画に基づいた日中活動の展開
- ③ 障がい特性に応じた健康管理
- ④ 日中活動の充実

重点項目

① 利用者主体の自立生活プログラムと社会生活力の向上

1. 日常生活上の工夫、日頃の興味・関心・疑問などを基に勉強会の設定を行い、楽しみながら実施できるプログラムを利用者主体の開催で行う。
2. 職員によるプログラムとして、社会生活に必要な知識が得られ体験できる機会となる外出企画や勉強会を実施する。
3. 少人数制の自立生活プログラムや男女別テーマでの企画に取り組み、個別に必要な社会生活力の向上と自立を目指す。

② 個別支援計画に基づいた日中活動の展開

1. 日頃の関わりや個別面談による聞き取りの他、定期的に個別支援会議を開催する。個別支援目標に沿った日中活動となるよう、利用者自身による認識と職員の共通認識の基で支援に関わる。
2. 特別支援学校卒業後の方や若年層向けの個別支援計画には、社会生活における新しい事への取り組みや社会参加を充実させた内容を組込む。日々の活動を楽しむ中で充実と達成感が得られ、利用者自身が主体的・意欲的に活動出来る個別支援を行う。

③ 障がいに応じた健康管理

1. 看護師と支援員が連携した医療体制作りに取り組み、充実した日中活動の提供を行う。

2. 個別支援目標に基づき、歩行訓練や作業訓練を行い身体機能の向上や学習の向上を図る。
3. 作業療法士による定期的な健康体操を実施し、身体機能の維持向上を図る（外部業務委託契約）

④ 日中活動の充実

創作活動

1. 販売時期に合わせて目標を設定し、ステンシルやデコパージュ、UVレジンなどの作成に取り組む。
2. 陶芸、生け花など個別の希望に合わせた趣味活動への取り組みと支援体制を整備する。
3. 障がいの程度を問わず、創作活動（ちぎり絵、ぬり絵など）に参加できる支援体制と活動メニューの拡大を行う。

生産活動

1. ステンシル布巾等の創作物の作成と販売、企画行事の写真販売、外部からの委託作業（ヤマトDM便）などにより工賃の配分を行う。
2. 喫茶の営業や施設内バザー、創作物の外部販売などを通して、接遇や商品管理などの職業体験の貴重な場として活動する。
3. 重度の障がいがあっても、喫茶営業による販売などの体験により、利用者間のみに関わらずボランティアも含めた様々な人たちと関わる事が出来る活動としていく。

ボランティア活動

1. 街頭共同募金への参加や地域のボランティア活動に参加し、外へ向けた様々な社会参加が体感できる機会を設ける。
2. 地域ボランティア、学生ボランティアへの呼びかけを積極的に行い、外部の人や社会との新しい関わりを利用者自身で広めていく。

利用者の主体性を持った外出企画・レクレーション

1. 利用者ニーズに合わせた外出やレクレーションを計画し、事業所外活動の充実と外へ出る機会の創出を図る。
2. 若年層向けの楽しみながら取り組める、外出を企画する。
3. レクレーション器具スヌーズレンを活用した利用者交流や心身のリフレッシュを図る。

新規利用者の受入れと多様化するニーズに沿った体制の整備

1. 新規利用者獲得に向けて、各特別支援学校や相談機関などに対して事業所PRを行うと共に、在学生による事業所見学の他、体験学習（実習）の受入れを積極的に行う。
2. 知的に障がいがある方や、医療的ケアが必要となる方からの問合せや申し込みも増えてきている現状から、更なる生活支援員の充実と体制強化、その他利用者間

身体障がい者福祉ホーム「ステップ6・2」

事業方針

福祉ホーム本来の役割を踏まえ、支援環境を強化する

重点項目

- ① 入居者の地域生活に向けた支援と地域移行支援の充実
- ② 入居率の向上
- ③ 福祉ホーム事業の方向性についての検討

重点項目

① 入居者の地域生活に向けた支援と地域移行支援の充実

1. 新規入居者に対して、入居後の生活課題が解決できるよう支援する。また、現存の入居者に対して、定期的な面談を実施し、イメージする生活スタイルと課題の整理、将来に向けての目標設定を行う。
2. 長期入居者に対して、福祉ホームから次の住まいへ円滑に移行できるよう、関係機関と連携する。

② 入居率の向上

1. 地域移行支援に関わる一つの社会資源として、相談室及び医療関係機関等の相談窓口へのPRを行う。
2. 小浴室のシャワーキャリー等、ホーム関連の備品が経年劣化しているため改善し、生活しやすい環境整備をする。また昨年度導入したエアコンや給湯器と合わせてPRし、入居率の向上を目指す。

③ 福祉ホーム事業の方向性についての検討

1. 福祉ホーム本来の位置付けは「自立生活を目指すための場所」であるが、本来の目的とは違う利用ニーズも増えていることから、中長期的に福祉ホーム事業の方向性についての検討し、計画する。

の障がいや特性、希望する日中活動に応じた調整など、地域からの利用ニーズに応じた事業の在り方について、併設の事業間及び法人の課題として検討をする。

居宅介護・重度訪問・同行援護事業所「アンビシャスケアセンター」

事業方針

地域で安心した生活が送れるサービスの提供

重点項目

- ① 訪問介護事業指定に向けての体制整備
- ② 新規利用者等の受け入れ
- ③ 緊急時対応の強化
- ④ ヘルパーの支援技術向上と育成の強化

重点項目

① 訪問介護事業指定に向けての環境、体制整備

訪問介護事業所指定について、介護保険制度の関係法令に基づく適切なサービス提供が実施できるよう継続して検討する。

② 新規利用者等の受け入れ

新規利用者や現存の利用者からのサービス依頼に対応できるよう、ポスティングや求人媒体等で募集し、ヘルパーの人材確保を継続して行う。また、常勤ヘルパーを中心としたサービス調整を行い安定した利用者支援に努める。

③ 緊急時対応の強化

事故や災害等が生じた場合に備え、利用者の身体状況や生活状況を再確認する。また、緊急事態が発生した場合に迅速な対応ができるよう職員間での対応方法の情報共有を行う。

④ ヘルパーの支援技術向上と育成の強化

1. 実務に関連する研修や勉強会を通して、在宅におけるヘルパー業務について確認、改善し、適切なサービス提供を行う。
2. 高齢者介護に関連する研修の実施
3. 腰痛予防を目的とした福祉機器や補助具の導入と活用を推進する。

【研画計画】

4月	ヘルパー個別面談	10月	普通救命講習
5月	家事援助技術	11月	腰痛予防
6月	福祉サービスについて	12月	緊急時の対応について
7月	移送サービス・福祉車両操作について	1月	感染防止
8月	介護保険について	2月	事例検討
9月	災害時の備えについて	3月	事故防止について

札幌市障がい者相談支援事業「相談室すきっぷ」

事業方針

障がい当事者をはじめ、広く市民から障がい児（者）や家族の生活及びその支援に関する各種相談に応じ、相談支援を通じて障がい当事者の地域生活に必要な助言等を行い、各関係機関又は地域住民との連携を図りながら、障がい児（者）やその家族が地域で安心して生活できる地域支援体制の構築を行う。

平成30年度には報酬改定等がなされ、障がい福祉を取り巻く環境は大きく変遷しており、計画相談支援及び障がい児相談支援に関わるモニタリング標準期間の見直しの他、市内指定相談室との連携強化と事業所間の相談受入れ調整といった、地域における相談支援体制の充実と強化に向けた体制整備が急務である。障がい当事者の自立生活運動から生まれた社会福祉法人として、当事者エンパワメントの視点を大切にしつつ、地域の実情に合った方法を図りながら、地域の関係機関や専門機関との連携を更に深め、身近で相談しやすい相談支援を行う。

重点項目

- ① 基本相談と計画相談（サービス等利用計画）
- ② 地域支援員及びピアサポーターの取組み（配置加算）
- ③ 関係機関等とのネットワークの強化
- ④ 相談支援専門員の増員配置
- ⑤ すきっぷの事務所移転

重点項目

① 基本相談と計画相談（サービス等利用計画）

障がいのある方や関係者などの地域住民に対し、地域に根ざした身近な相談窓口として相談支援を提供する。多様な相談ニーズに適切な相談支援が提供できるよう、相談員一人一人のスキルアップと相談支援専門員の増員配置も含めた体制強化を図ると共に、各関係機関や地域の各種事業所との連携を更に深める。また、相談者を取り巻く関係者と社会資源・地域住民とが一体となり、安心して地域で生活できる環境の整備と支援体制の構築に努める。

計画相談者の対応については、地域責任制に留意し責任をもって適切な相談支援を行う。また、近隣の指定相談室とのネットワークを活用し、相談者の生活状況や福祉サービスの利用状況に応じて、相談受入れ調整も含めた指定相談室への業務推進支援を行う（面談時の同席の他、計画相談に関わる書類作成の助言、社会資源等の情報提供等）ただし、エンパワメントの視点において、セルフプランを希望する相談者に対しては、相談者を取り巻く関係者も含めて作成に関する必要な助言を行う。

② 地域支援員及びピアサポーターの取組み（配置加算）

地域支援員業務

1. 関係機関や団体が開催する各種会議、研修会等へ参画し、行政・社会福祉協議会・介護予防センター・包括センター・町内会や民生委員と連携しネットワークを構築。地域住民も含めた相談支援に繋がるケースへのアウトリーチを行い支援体制を構築する。
2. 西区又は近隣地区の社会資源と地域の状況を把握し、地域に対する有効的なアプローチについて検討を行う。また、他区の地域支援員との情報交換と共有を図り、共通業務と役割の明確化を図り、効果的な支援体制の確立に努める。
3. 今後も懸念される自然災害時の対応と対策、要配慮者の避難支援等について、障がいのある方自身によるリスクマネジメントとして、災害時に必要な物資の事前確保や地域の避難場所の情報提供を行い、地域住民の方に対しては災害時要配慮者支援の方法と助言の他、障がい特性などの理解が更に深まるよう、継続して地域住民や関係機関との関係性の構築に努める。
4. 単身の高齢や障がい世帯だけでなく、高齢者と障がい者の同居世帯に対しても、包括や民生委員などの関係機関と連携し支援していく。

ピアサポーター業務

1. ピアサポーターの雇用

委嘱の配置から障がい者雇用契約による配置への体制整備を円滑に進めるとともに、障がい特性に合わせた労働環境の改善を図る（雇用契約と委嘱の併用とした体制整備）

2. 当事者の主体性

障がい当事者間の対等な立場、ピアサポーターの主体性を尊重した企画立案を基本としつつ、多種多様な地域生活者のニーズと相談対応にに応じていく。

3. ピアサポーターの育成

相談者への相談支援、関係機関や地域住民との直接的な関わりから、ピアサポーター自身が実践を通じて経験を積み、また、スキルアップしていく事ができるよう、相談室としてのピアサポーターへのサポート環境を整えていく。

③ 関係機関等とのネットワークの強化

札幌市自立支援協議会相談支援部会、西区地域部会等への参画を通して、地域課題を抽出し問題解決に向けた活動に取り組みつつ、新たな社会資源の発掘に努める。その他、各関係機関や町内会等が主催する各種会議や集会に参加し、地域における連携強化と推進を図り、地域住民や関係者との協力体制を構築する（各種部会と課題解決に向けたプロジェクトチームへの参画、障がい保健福祉圏域となる手稲区・中央区と連携した西区以外の指定相談室との勉強会の開催と連携、地域特性のある社会資源の情報収集）

④ 相談支援専門員の増員配置

1. 障がい特性、各種関係法令及び制度の理解を深める（地域移行と地域定着、強度行動障がい者、障がい児支援に関わるスキルアップを目的とした研修への参加）その他、地域の社会資源の把握に努め、相談者の希望するサービス利用調整を円滑に行う。
2. 毎週定期的に開催するケース検討の中で、ケース担当相談員が一人で抱え込まないよう、多角的な相談支援の手法や調整等について相談室内において共有する。また、相談室としての支援の在り方についても適宜見直しを図り、統一化又は標準化に向けて整備する。
3. 更なる資質の向上と体制強化に向けた、相談支援専門員の増員配置（2名）要件を満たす相談員の相談支援従事者研修を受講する（1名）

⑤ すきっぷの事務所移転

1. 地域住民にとって利用しやすい相談室となるよう、相談室までの交通アクセス、事務所内のバリアフリーに配慮した事務所の移転を円滑に行う。
2. ピアサポーターが勤務しやすい労働環境を整備する。